

平成 28 年度 第 3 回三和区地域協議会次第

日時：平成 28 年 6 月 8 日（水）
午後 1 時 30 分から
場所：三和コミュニティプラザ
2 階 会議室 1

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 平成 28 年度地域活動支援事業の審査について

(2) その他

4 閉 会

平成 28 年度 地域活動支援事業 三和区地域協議会審査手順

◎スケジュール

月 日	項 目	内 容
4月1日(水)～4月28日(木)	提案書の受付	一定の基準による審査 担当課への所見依頼
5月中旬～下旬	提案書の事前配布 提案者への質問 提案者から質問事項の回答	委員による自己採点 質問事項を事務局へ提出 回答を委員へ送付
5月下旬	地域協議会でヒアリングを 行うかどうかを決める。 提案者からのヒアリング 地域協議会の審査	ヒアリング実施について審 査する。 提案内容のヒアリング 採択すべき事業 採択すべきでない事業 追加募集実施の有無
5月下旬～6月上旬	採択事業の内定	提案者へ通知

1. 提案書の受付

(1) 一定の基準による審査

- ① 提出書類に不足はないか。
- ② 提出書類のうち、様式については所定のものを使用しているか。
- ③ 提出書類に乱丁・落丁がないか。
- ④ 提出書類の記載内容が明確なものになっているか。
- ⑤ 提出書類の記載内容に矛盾はないか。
- ⑥ 提出書類の記載内容に法令等に反する行為の記述はないか。
- ⑦ 他の補助制度と重複して助成を受けていないか。
- ⑧ 提案事業が実施要綱で対象外とするものではないか。
- ⑨ 事業に係る経費が十分に計画されたもの、精査されたものといえるか。また、安易に計画変更できると考えていないか。
- ⑩ 提案事業が助成事業を希望するものであるとき、実施要綱に基づき、補助対象経費として不適当な経費が計上されていないか。また、公金の支出として不適当な経費が計上されていないか。
- ⑪ 市有地・市施設を利用する事業、又は土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、市の担当課や関係者と事前の相談や協議が行われているか。

(2) 担当課への所見依頼

補助金の重複払いを防止するため、また地域協議会での審査において、共通審査基準における必要性、実現性等の判断に必要であるため、軽微な提案を除き、担当課

へ所見を求める。

2. 提案書等の事前配布

(1) 資料の事前配布

- ・事務局は、提案書の募集締切後速やかに審査資料を配布する。
(提案事業一覧表、提案書の写、採点票)
- ・資料中の個人情報に該当する項目（個人名、住所、電話番号、ファックス番号）を消し、送付する。
- ・審査日当日、委員は事前送付資料を持参する。

(2) 委員による事前採点

- ・事前配布された資料により各自採点し、採点票に記入する。

(3) 提案者への質問

- ・委員は提案書に不明な点があるときは、任意の様式に質問事項を記入し、事務局が指定する日までに事務局へ提出する。
- ・事務局は、委員からの質問事項をまとめ提案者へ送付する。提案者は事務局の指定する日までに、事務局へ文書により回答する。
- ・提案者からの回答がまとまりしだい、速やかに委員へ回答する。

(4) ヒアリング

- ・ヒアリングを行うかどうかを審査する。
- ・提案者にヒアリング日程を通知する。
- ・提案者の出席、欠席の確認をする。
- ・提案者が欠席の場合、事務局が質問内容の聞き取りを行い、事務局が回答する。

3. 協議会での審査

* 審査は一覧表順に1件ごとに行う。

(1) 審議案件の説明について

- ・説明は、事務局が行う。事前配布をしているため資料の読みあげは行わず、事業名、提案者名、事業概要、補足説明のみとする。
- ・質疑応答は受けるが、聞き取りを行った範囲で回答する。

(2) 委員関連案件の取り扱い

- ・提案書受付時、提案者に提案に直接関与している協議会委員の有無を尋ね、結果を補足説明の冒頭に発表する。(会長へは事前に知らせる。)
- ・案件に関係する委員は、該当案件の協議前に席を外し、審査に加わらない。

(3) 協議

- ・三和区の採択方針、基本審査・共通審査基準、三和区地域活動支援事業のしおりをもとに協議を行う。
- ・1つの案件が終了するごとに、採点票を回収する。採点票は無記名とする。
- ・事務局は、速やかに集計を行う。

(4) 採点票の集計（集計中会議中断・休憩）

- ・採点結果により次の手順で優先順位をつける。

(ア) 基本審査基準により事業の目的に合致するか否かは、「適合する」「適合しない」

を選択した人数の多い方を採用する。同数のときは、会長に一任する。

- (イ) 優先採択方針に「適合する、しない」は、「適合する」「適合しない」を選択した人数の多い方を採用する。同数のときは、会長に一任する。
- (ウ) 共通審査基準の①から⑤までの項目ごとに点数を合計し、採点者の数で除し、平値を求める。(原則小数点以下第3位切り捨て) 平均値合計が同点の場合は①から⑤の順に点数の高い方を上位とする。合計点の高い順に並べる。
- (エ) 基本審査基準により事業目的に合致しないに該当した事業及び共通審査基準の点数が13点未満の事業は採択しない。(採択ライン13点以上)
- (オ) 優先採択方針に適合する事業を優先するため、不適合の事業の順位を適合する事業の下位に移動する。

*イメージ 配分額610万円 提案件数11件

(エ)「基本審査基準の事業目的に合致、共通審査基準採点13点以上」

採 択
ラ イ ン

優先 順位	事業 名	事業 目的 合致	優先採択 方針との 整合	補助額 万円	共通審査基準					合 計 点	摘 要
					①	②	③	④	⑤		
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	
5	E	○	○	100	3	3	3	3	3	15	②の点数により Eが上位
6	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	
7	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13	
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択

(オ) 「三和区の優先採択方針に適合する」

優先順位	事業名	事業目的合致	優先採択方針との整合	補助額 万円	共通審査基準					合計点	摘要
					①	②	③	④	⑤		
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	
5	E	○	○	100	3	3	3	3	3	15	
6	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	採択方針を優先したため順位逆転
7	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13	
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択

「集計結果の報告」

優先順位	事業名	事業目的合致	優先採択方針との整合	補助額 万円	共通審査基準					合計点	補助額の累計	残額
					①	②	③	④	⑤			
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	120	490
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	240	370
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	340	270
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	440	170
5	E	○	○	100	3	3	3	3	3	15	540	70
6	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	690	
7	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	750	
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13	830	
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択	
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択	
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択	

(5) 集計結果の報告

- ・集計作業が終了次第会議を再開する。
- ・事務局は、集計結果をコピーし、配布する。
- ・委員は、優先順位が適当であるか（手順に誤りがないか）確認する。

(6) 採択すべき事業等の決定

- ・優先順位の上位から配分額に達するまでを採択すべき事業とする。

- ・採択すべき事業のうち補助事業について、市の支払額を決定する。
(補助率100%のため通常補助希望額が支払額となる。)
- ・ボーダーライン上の事業は残額を補助額として採択すべき事業(例のG事業は補助額は70万円)とする。
- ・採択すべき事業の提案者(例のG事業)から辞退の申し出があった場合は、次点の事業(例のF事業)を採択すべき事業とする。(例のF事業 補助額60万円)

※下記のイメージ表参照

- ・次点の事業の提案者(例のF事業)からも辞退の申し出があった場合は、同様に採択すべき事業を次点へ送る。(例のH事業)ただし、基本審査基準により事業目的に合致しないに該当した事業及び下限点数未満の事業は採択すべきでない事業であるため、採択はしない。
- ・特記事項の確認を行う。

*イメージ表

優先順位	事業名	事業目的合致	優先採択方針との整合	補助額 万円	共通審査基準					合計点	補助額の累計	摘要
					①	②	③	④	⑤			
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	120	採択
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	240	採択
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	340	採択
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	440	採択
5	E	○	○	100	3	3	3	3	3	15	540	採択
6	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	辞退	不採択
7	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	600	採択
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13		不採択
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択	
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択	
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択	

採択額の合計 600万円 残額10万円

(7) 残額の取り扱い

- ・採択すべき事業の補助額の合計が配分額に達しなかったとき(例のG・F・H全て辞退の場合残額70万円)は、残額の状況により追加募集について協議を行う。
- ・追加募集の実施については、配分額の5%(30万円)を目安とする。

(8) 市への報告

- ・採択すべき事業、採択すべきでない事業、市の支払額、事業実施者(提案者)への意見を総合事務所長へ報告する。
- ・個々の採点票の特記事項を事業実施者(提案者)への意見とする。ただし、同意見

はまとめる場合がある。

(9) 提案者へ結果通知

- ・総合事務所長は、協議会の報告を尊重し採択事業を内定する。また提案者へ通知する。

2 審査結果一覧

No.	事業名	提案者 (団体)名	事業費 千円	市支払額 千円	基本審査項目			基本審査 項目との 適合性 審査結果	優先採択方針との適合性			優先採択 方針との 適合性 審査結果	共通審査基準審査項目						採択ライン 13点以上◎ 13点未満×	順位	支払額 の合計 千円	採択／不採択／その他
					適合 ○	不適合 △	審査外 委員数		適合 ○	不適合 △	審査外 委員数		公益性 5点	必要性 5点	実現性 5点	参加性 5点	発展性 5点	各項目 の計 25点満点				
4	昔話読み聞かせⅡ事業	三和お話クラブ	130	129	14	0	0	○	14	0	0	○	3.78	3.42	3.28	3.07	3.14	16.69	◎	1	129	採択
5	越後さんわ音頭継承普及事業	越後さんわ音頭継承普及会	210	210	14	0	0	○	14	0	0	○	3.42	3.42	3.21	3.07	3.00	16.12	◎	2	339	採択
14	上江用水路世界かんがい施設遺産 登録記念事業	上江十二ヶ村用水組合	738	541	14	0	0	○	14	0	0	○	3.57	3.35	3.21	2.92	3.07	16.12	◎	3	880	採択
3	夏祭り(八朔祭り)における伝統芸能 の伝承を図る地域活性化事業	井ノ口町内会	357	357	13	0	1	○	13	0	1	○	3.69	3.07	3.23	2.76	2.92	15.67	◎	4	1,237	採択
15	さんわ夏祭り事業	NPO法人三和区振興会	1,137	1,041	12	0	2	○	12	0	2	○	3.50	3.16	2.75	3.00	2.83	15.24	◎	5	2,278	採択
11	スポーツ備品整備によるスポーツ普及 と人材育成事業	NPO法人さんわスポーツクラブ	686	686	14	0	0	○	13	1	0	○	3.28	2.92	2.85	2.92	3.00	14.97	◎	6	2,964	採択
13	”越柳雨乞い地蔵”看板設置事業	越柳自治会	310	310	14	0	0	○	14	0	0	○	3.14	3.00	3.07	2.92	2.78	14.91	◎	7	3,274	採択
7	続三和の名所を学ぶ事業	三和まなびの会	297	297	14	0	0	○	14	0	0	○	3.21	2.85	2.57	2.64	2.71	13.98	◎	8	3,571	採択
1	～桜による里山保全と地域交流促進 ～里山”桜”植樹プロジェクト事業	桑曽根自治会	245	245	14	0	0	○	14	0	0	○	2.92	2.78	2.85	2.92	2.50	13.97	◎	9	3,816	採択
8	大型ワンタッチテントの充足事業	NPO法人三和区振興会	1,493	1,490	12	0	2	○	12	0	2	○	3.08	2.75	2.75	2.66	2.66	13.90	◎	10	5,306	採択
12	三和区カレンダー作成における絆事業	NPO法人さんわスポーツクラブ	201	200	14	0	0	○	13	1	0	○	2.78	2.50	2.21	2.42	2.35	12.26	×	11	5,506	不採択
16	表現活動を通して地域とふれあう事業	上杉小学校後援会	207	207	10	4	0	○	10	4	0	○	2.42	2.50	2.35	2.35	2.42	12.04	×	12	5,713	不採択
2	三和区柳林町内会親睦支援事業	柳林町内会	80	80	14	0	0	○	14	0	0	○	2.35	2.42	2.50	2.57	2.14	11.98	×	13	5,793	不採択
10	コピー機更新によるランニングコスト 削減と住民へのサービス事業	NPO法人さんわスポーツクラブ	1,012	1,010	14	0	0	○	13	1	0	○	2.50	2.42	2.42	2.21	2.21	11.76	×	14	6,803	不採択
6	にしき公園の整備事業	錦町内会長	1,602	1,500	13	1	0	○	13	1	0	○	2.21	2.35	2.14	2.50	2.35	11.55	×	15	8,303	不採択
9	下田公園防護柵設置事業	下田町内会	1,458	1,458	13	1	0	○	13	1	0	○	2.07	2.28	2.07	2.21	2.14	10.77	×	16	9,761	不採択
	合計		10,163	9,761																		

採択額の合計 5,306 千円 残額 794 千円

(案)

[上越市地域活動支援事業 平成28年度実施分 追加募集要項] 三和

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成28年度で実施を予定する事業について、以下のとおり提案を募集します。奮ってご応募ください。

■募集期間

平成28年7月1日(金)から
7月15日(金)まで(必着)

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

- ・事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント!》

- ・事業を行う上で要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・平成 29 年 3 月 31 日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、三和区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額

- ・地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。

《三和区の追加募集額は〇〇〇万円です。》

補助率	100%
補助の金額	1万円～150万円

《ポイント!》

- ・助成事業の補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■応募方法

- ・所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、三和区総合事務所に持参してください。

《ポイント!》

- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、三和区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。
- ・事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ & Aは、三和区総合事務所 総務・地域振興グループの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

(案)

■提案事業の審査と決定

- ・地域自治区ごとに、地域協議会の会議で審査を行い、採択等を決定します。
- ・三和区では、提案内容に不明な点があった場合、ヒアリングを行います。また、審査は次の視点をもとに行います。

(1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- ・「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。

三和区の採択方針	
優先して採択する事業	<p>三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択します。</p> <p>① 「地域活性化事業」 地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業。例 祭り、講演会、フォーラムの開催など</p> <p>② 「安全・安心サポート事業」 子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業。例 防犯・防災対策、子ども高齢者見守りなど</p> <p>③ 「地域農業振興事業」 地域農業資源を見直し、特産品の開発・販売などを行う事業。例 農作業体験、特産物定期市開催、担い手研修など</p> <p>④ 「歴史的資産の保全・保存事業」 後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業。例 環境保全のための植林、文化財の整備など</p> <p>⑤ 「健全育成または健康推進事業」 子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業。例 スポーツ体験・交流イベント、体育施設の備品購入など</p>
その他 の事業	優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択します。

(2) 基本審査・共通審査基準 … すべての地域自治区の審査で共通するものです。

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査基準は次の審査項目と視点により審査を行います。

《共通審査基準の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

(案)

※次の事業につきましては、三和区地域活動支援事業の補助対象外とします。

防犯灯・外灯等のLED化事業、防災器具の整備事業、ユニフォームの整備事業、学校の楽器・備品等整備事業

《ポイント！》

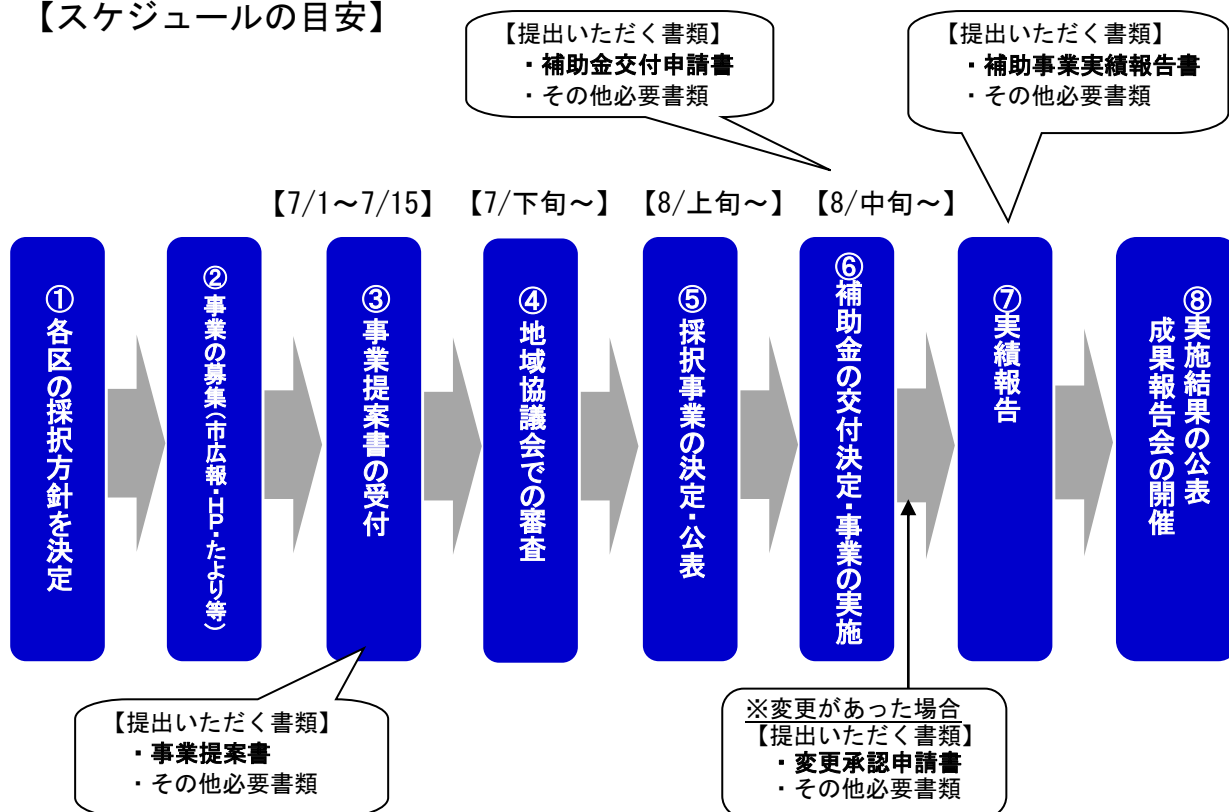
- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査基準」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。三和区の審査に当たっての基本的な考え方は、三和区総合事務所にご確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、助成事業に応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）

【スケジュールの目安】



上越市 三和区総合事務所 総務・地域振興グループ

電話 025-532-2323 内線215

〒943-0316 上越市三和区井ノ口444番地